

序章

1. 自己点検・評価の実施目的について

同志社女子大学は、自己点検・評価の実施目的について、以下のように、それぞれ同志社女子大学学則、同志社女子大学大学院学則に定めている。

同志社女子大学学則

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価に関する規程は、別に定める。

3 本学は、第1項の点検および評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

同志社女子大学大学院学則

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価の項目ならびにその実施体制等については、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検および評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2. 実施体制について

本学は、1994年に「同志社女子大学自己点検・評価規程」を定め、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行っている。全学自己点検・評価委員会を設置し、学長を委員長としている。2011年11月に規程を改正し、委員会は常任委員会の委員をもって構成することとし、外部評価委員についても規定した。また、全学自己点検・評価委員会の下に自己点検・評価運営部会を設置し、第2回目の認証評価に向けて体制を見直してきた。

同志社女子大学自己点検・評価規程（抜粋）

(目的)

第1条 本学は、その教育・研究水準の向上を図り、学術の中心として社会の発展に寄与するため、同志社女子大学学則第2条第1項及び同志社女子大学大学院学則第1条の2第1項の規定に基づき、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行う。

(自己点検・評価組織)

第2条 前条の目的を達成するため、全学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

(1) 建学の精神・目的、学部・学科の理念・趣旨に関すること。

- (2) 自己点検・評価実施計画案の作成、指示及び見直しに関すること。
 - (3) 全学的視点による総合的・体系的点検・評価に関すること。
 - (4) 自己点検・評価報告書の作成に関すること。
 - (5) その他必要事項
- 2 委員会は、常任委員会の委員をもって構成する。
 - 3 委員会に委員長を置く。
 - 4 委員長は、学長をもって充てる。
 - 5 委員長は、必要に応じて、自己点検・評価の内容と結果について、学外の有識者に出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 6 委員会は、委員会の下に自己点検・評価運営部会を置く。
 - 7 自己点検・評価運営部会の委員は、委員会の委員より委員長が委嘱する。
 - 8 自己点検・評価運営部会の長は、企画部長をもって充てる。

また、本学では、短期課題を「同志社女子大学検討課題」としてまとめ、「検討課題（本編）」は、各部所の緊急度・重要度の高い3つ以内の課題を記載している。そして、中・長期課題として、今後5年間（2012年度～2016年度）に取り組む「同志社女子大学の将来構想に向けた方針・方策」を2012年2月に本学ホームページで公表し、「7つの分野における目標」を達成するための取組みを定めた。このように、短期課題と中・長期課題を設定し、PDCAサイクルにより自己点検・評価に取り組んでいる。

本学の意思決定のしくみにおいては、常任委員会が学長の職務を補佐・推進し、本学の教育研究の充実発展及び財政基盤の安定に関わる事項について総合的に審議する機関であり、各部所が取り組む短期課題および中・長期課題についても常任委員会に集約される体制となっている。前述のとおり、「全学自己点検・評価規程」は2011年11月に改正され、全学自己点検・評価委員会は常任委員会の委員をもって構成することになった。つまり、日頃からの課題への取り組みが自己点検・評価活動につながるしくみとなっている。

また、本学のブランド力の開発・向上と維持・管理を行うために「同志社女子大学ブランド管理委員会」を置き、定例会を開催して「ブランド構築アクションプラン」の策定や点検を行っている。

3. 前回の認証評価結果に対する本学の対応

2007年度に財団法人（当時）大学基準協会の大学評価ならびに認証評価を受け、大学基準に適合していると認定され、認定の期間は2015年3月31日までである。評価結果は、「勧告」の指摘はなかったが「助言」は9項目について指摘があった。これらの事項は、2008年8月の常任委員会および9月の評議会ならびに教授会にて報告し、「助言」の内容を共有するとともに改善に向けて取り組むことを確認した。改善に向けた取り組みは「改善報告書」としてまとめ、2011年7月に提出し、2012年3月に「改善報告書検討結果」を受領した。改善経過について再度報告を求められた事項はなく、意欲的に改善に取り組んでいることは確認できると評価を

いただいたが、いくつかの項目については取り組みの成果が十分に表れておらず、引き続き一層の努力が望まれるとの指摘があった。